

令和3年度 環境保全小美玉市民会議 総会 次第

日 時：令和 3年 7月 5日（月）
午後1時30分～

会 場：小美玉市役所 第2・3会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 自己紹介

4. 協議案件

1) 役員選任について

議案第1号 令和3年度 役員（案）

2) 令和 2年度 事業報告について

議案第2号 事業報告

議案第3号 歳入歳出 決算報告

3) 令和 3年度 事業計画について

議案第4号 事業計画(案)

議案第5号 歳入歳出予算（案）

議案第6号 実践活動等助成基準(案)

5. そ の 他

6. 閉 会

参考資料

- ・参考1_広報_サポーター募集・通報システム
- ・参考2_不法投棄監視サポーターの手引き
- ・参考3_広報_クリーン作戦参加案内（実施計画及び報告）
- ・参考4_広報_新ごみ処理関係
- ・参考5_ごみカレンダー掲示用
- ・参考6_ごみカレンダー 一翻訳版_英語
- ・参考7_市民会議関係_区長通知
- ・参考8_配布備品リスト

令和3年度役員(案)

役職	氏名	備考
議長	村田春樹	小美玉市議会議員 総務常任委員長
副議長	近藤貞夫	小美玉市区長会 会長
//	藤田泰正	小美玉市区長会 副会長
//	篠原祐一 (柳田一夫)	小美玉市区長会 副会長
幹事	篠根捷應	青少年を育てる小美玉市民の会 会長
//	福島ヤヨヒ	小美玉市消費生活の会 会長
//	大曾根光江	小美玉市消費生活の会 副会長
//	松本栄子	小美玉市女性連絡協議会 会長
//	上田裕司	小美玉市廃棄物不法投棄監視員(元)
//	大岩重信	小美玉市廃棄物不法投棄監視員(元)
監事	長島久雄 (萩原栄)	小美玉市区長会 副会長
//	根崎正行	小美玉市廃棄物不法投棄監視員(元)

※ (氏名) は前年度役員氏名

令和2年度 事業報告

○会議

区分	期日	場所	備考
役員会	7月2日(木)	小美玉市役所 第2・3会議室	9名出席
総会	7月8日(水)	小美玉市役所 第2・3会議室	14名出席

○環境保全に関する実践活動

1. 「関東地方環境美化運動の日」に伴う一斉清掃活動

5月31日(日)に、美野里地区において、各行政区長が中心となって空き缶・散乱ごみの回収等を実施。(茨城町, 茨城美野里環境組合 合同) ※一斉中止(新型コロナにより)
(実施区数) 17区 ※参加 1,144人 助成 217,000円

2. 道路、河川の雑草除去及びこさ払い

主として7月から8月にかけて、市内全域で沿道の草刈り・こさ払い・空き缶回収及び河川の清掃活動を実施。

(実施区数)

小川地区	31区 (うち 6区は2回実施)	※参加	1,928人	助成	289,500円
美野里地区	39区 (うち 8区は2回実施)	※参加	2,775人	助成	456,000円
玉里地区	5区 (うち 3区は2回実施)	※参加	561人	助成	69,000円
計	75区		5,264人	助成	814,500円

3. 秋のクリーン作戦

10月4日(日)に、小川・玉里地区において各行政区長が中心となって沿道や霞ヶ浦湖岸及び流域等に散乱する空き缶・ごみ等の清掃活動を実施。

(実施区数)

小川地区	45区	※参加	2,592人	助成	350,000円
玉里地区	18区	※参加	1,416人	助成	144,500円
計	63区		4,008人	助成	494,500円

4. 冬のクリーン作戦

12月6日(日)に、美野里地区において、各行政区長が中心となって空き缶回収や道路清掃・雑草除去・こさ払い等を実施。(茨城町, 茨城美野里環境組合 合同)

(実施区数) 39区 ※参加 2,282人 助成 378,500円

5. 春のクリーン作戦

3月7日(日)に、小川・玉里地区において、各行政区長が中心となって沿道や霞ヶ浦湖岸及び流域等に散乱する空き缶・ごみ等の清掃活動を実施。

(実施区数)

小川地区	46区	※参加	2,679人	助成	351,000円
玉里地区	16区	※参加	1,350人	助成	135,000円
計	62区		4,029人	助成	486,000円

6. 高速道路側道の清掃活動

美野里地区内の高速道路に接する行政区において、側道の雑草除去やこさ払い及び空き缶・散乱ごみの回収等を実施。

(実施区数) 7区 ※参加 323人 助成 112,000円

7. 樹木害虫駆除事業

行政区内の公園植樹や街路樹等に寄生する害虫駆除のため、消毒剤散布を実施。

(実施区数) 3区 助成 16,250円

8. 公共水域等水質浄化事業

行政区内の公共水域等の水質浄化のため、浄化剤及び藻類浄化剤投入を実施。

(実施区数) 1区 助成 8,000円

○資源リサイクル活動

各行政区において行われる資源ごみの分別回収活動を支援し資源化を図りました。

(実施区数)

小川地区	5区	延べ	18回	助成	144,000円
美野里地区	23区	延べ	80回	助成	640,000円
玉里地区	3区	延べ	18回	助成	144,000円
計	31区	延べ	117回	助成	928,000円

(回収内訳)

紙・布	104,449 Kg
ガラス	253 Kg
金属	8,174 Kg
計	112,876 Kg

○不法投棄監視協力事業

・・・参考1

地域の不法投棄監視体制の強化を図るため、不法投棄監視サポーターを選出。

(実施区数)

小川地区	4区	助成	20,000円
美野里地区	11区	助成	55,000円
玉里地区	3区	助成	15,000円
計	18区	助成	90,000円

※現時点での登録数計 60名

○環境保全に関する市民意識の高揚・啓発活動

・・・参考2

不法投棄防止看板や犬猫飼育のマナー啓発看板を希望する行政区に配布して必要箇所に設置することにより、市内全域の啓発活動を実施。

(配布数量)

看板 不法投棄用	252枚
ペット糞用	93枚
ダミーカメラ、センサーライト等	99個
木杭	212本
その他(ごみ袋)	13,400枚

令和2年度 歳入歳出 決算報告

歳入総額 6,057,227 円
 歳出総額 5,685,544 円
 差引残額 371,683 円
 (令和3年5月10日現在)

歳入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 補助金	5,800,000	5,800,000	0	市補助金
2 雑収入	793	20	△773	預金利子
3 繰入金	0	0	0	
4 繰越金	257,207	257,207	0	前年度繰越金
計	6,058,000	6,057,227	△773	

歳出

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較増減	備考
1 会議費	10,000	28,807	18,807	会議用品, 飲料類ほか
2 事業費	5,620,000	5,252,121	△ 367,879	
1) 広報費	270,000	715,550	445,550	環境美化看板等
2) 実践活動費	5,350,000	4,536,571	△ 813,429	関東地方環境美化運動 217,000 秋のクリーン作戦関係 494,500 冬のクリーン作戦関係 378,500 春のクリーン作戦関係 486,000 資源リサイクル活動 928,000 道路河川清掃こさ払い 814,500 高速道路側道清掃 112,000 害虫駆除消毒剤等 16,250 不法投棄監視協力助成金 90,000 事業用品 999,821
3 事務費	250,000	241,056	△ 8,944	傷害保険料
4 負担金	10,000	10,000	0	環境保全県民会議会費
5 役務費	160,000	153,560	△ 6,440	銀行振込手数料
6 予備費	8,000	0	△ 8,000	
計	6,058,000	5,685,544	△ 372,456	

収支

歳入(6,057,227円) - 歳出(5,685,544円)
 残額 371,683円は、次年度予算に繰り越しいたします。

監 査 報 告

令和2年度における環境保全小美玉市民会議決算の監査を執行した結果、
会計事務の各予算執行は適正であり、各帳簿ならびに各証拠書類の整理及び
管理は、適正に行われていることを認めます。

令和 3年 5月28日

環境保全小美玉市民会議議長 様

監 事 根 崎 正 行

監 事 萩 原 栄

議案第4号

令和3年度 事業計画（案）

※◎印は新規の取り組み

(1) 会議

- ・役員会 6月30日（水）午後1時30分 小美玉市役所 第2・3会議室
- ・総会 7月5日（月）午後1時30分 小美玉市役所 第2・3会議室

(2) 環境保全に関する実践活動を推進すること . . . 参考3

- ・一斉クリーン作戦の実施
 - 1回目： 5月23日（日曜日）※新型コロナウイルスにより一斉中止
 - 2回目： 12月5日（日曜日）
- ・道路河川の草刈及びこさ払い、空き缶、散乱ごみの清掃活動
- ◎地域環境美化活動の推進（学校、地域・職域団体等）

(3) 環境保全に関する市民意識の高揚を図ること

- ・不法投棄看板ほか対策備品等の作成及び配布等
- ・犬のフンの後始末看板の作成及び配布

(4) 資源リサイクル活動の推進

- ・資源ごみのリサイクル活動を支援し再生資源の利用促進

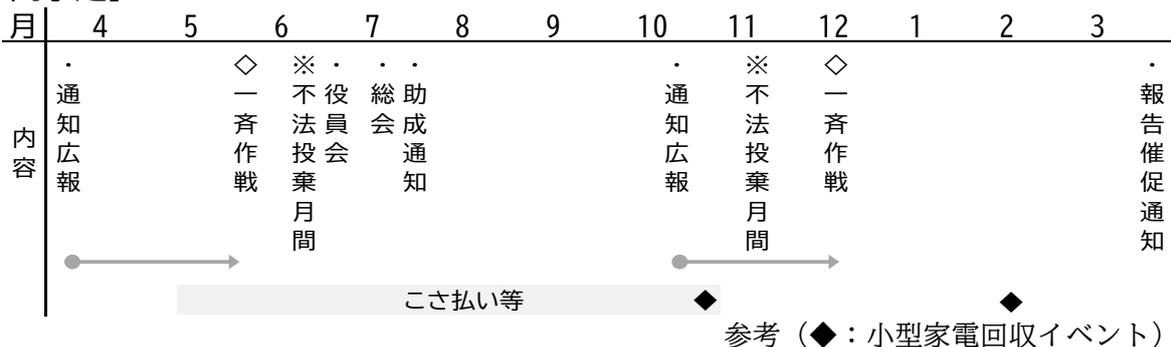
(5) 環境保全に関する情報の収集及び提供 . . . 参考4

- ・ホームページ・広報紙等に環境関連情報の提供
- ◎ウェブサイト利用の促進（サポーター登録、不法投棄通報ほか）

(6) その他環境保全市民会議の目的を達成するために必要な事業 . . . 参考5

- ◎ごみカレンダー掲示用看板の作成（外国語翻訳版を含む）

【年間予定】



令和3年度 歳入歳出予算（案）

歳入総額 6,171,000円

歳出総額 6,171,000円

歳入

(単位：円)

項 目	本年度	前年度	比較	備 考
1 補助金	5,800,000	5,800,000	0	市補助金
2 寄付金	0	0	0	
3 雑収入	17	793	△ 776	預金利子等
4 繰入金	0	0	0	
5 繰越金	371,683	257,207	114,476	前年度繰越金
計	6,171,700	6,058,000	113,700	

歳出

(単位：円)

項 目	本年度	前年度	比較	備 考
1 会議費	10,000	10,000	0	役員会・総会等
2 事業費	5,670,000	5,620,000	50,000	
1) 広報費	270,000	270,000	0	不法投棄・ペットマナー等啓発看板
2) 実践活動費	5,400,000	5,350,000	50,000	実践活動支援金等 5,250,000 事業用品購入 150,000
3 事務費	250,000	250,000	0	傷害保険料
4 負担金	10,000	10,000	0	環境保全県民会議会費
5 役務費	160,000	160,000	0	銀行振込手数料等
6 予備費	71,700	8,000	63,700	
計	6,171,700	6,058,000	113,700	

※各項目間の予算流用は、予算額の範囲内で可とする。

令和3年度 実践活動等助成基準（案）

1. 実践活動時地区助成(支援)金 (総会時点での各地区世帯数を適用)
 ※年間助成限度回数 全4回 (概ね、クリーン作戦2回、夏季清掃等2回)

世帯数	地区助成(支援)金額
～ 50	6,000円
51 ～ 60	6,500円
61 ～ 70	7,000円
71 ～ 80	7,500円
81 ～ 90	8,000円
91 ～ 100	8,500円
101 ～ 120	9,000円
121 ～ 150	10,000円
151 ～ 200	12,000円
201 ～ 250	16,000円
251 ～	20,000円

2. 高速道路側道清掃活動時地区助成(支援)金
 16,000円(年間活動費)
3. 資源リサイクル活動地区助成(支援)金【変更】(12回⇒6回 ※R2年度から)
 8,000円(1ヶ月間の活動費として支援。一地区につき年6回を限度。)
4. 害虫駆除消毒剤購入費の一部助成(支援)金
 区域内の公共用地等(公園、道路、歩道等)の樹木に寄生する害虫を駆除するため、消毒剤購入費用の一部を補助する。
 8,000円(一地区限度額)
5. 水質浄化剤等購入費の一部助成(支援)金
 区域内の公共水域等(ため池、調整池等)の水質改善を目的とした浄化剤及び藻類除去剤購入費用の一部を補助する。
 8,000円(一地区限度額)
6. 不法投棄監視協力助成(支援)金【R2年度から】
 地域の不法投棄監視体制の強化を図るため、市が設置する不法投棄監視サポーターを選出する地区に対策費の一部を補助する。
 8,000円(一地区限度額) (※R2年度:5千円)

環境保全 小美玉市民会議 構成団体及び代表者一覧

令和3年度

No	団体等名	代表者			
		役職名	氏名	役員名	
1	小美玉市議会	総務委員長	村田 春樹	議長	
2	小美玉市農業委員会	会長	磯 辺 隆		
3	小美玉市区長会	会長	近藤 貞夫	副議長	
4		副会長	藤田 泰正	副議長	
5		//	(篠原 祐一)	副議長	
6		//	(長島 久雄)	(監事)	
7		理事	伊能 善久		
8		//	吉倉 一郎		
9		//	(白井 福夫)		
10		監事	熊沢 綏幸		
11		//	亀井 優		
12		//	(鈴木 孝幸)		
13		会計	(貝塚 博美)		
14		//	(山内 一郎)		
15		書記	(佐川 忠三)		
16		小美玉市不法投棄監視員(元)		上田 裕司	幹事
17				大岩 重信	幹事
18			根崎 正行	(監事)	
19	青少年を育てる小美玉市民の会	会長	篠根 捷應	幹事	
20	小美玉市消費生活の会	会長	福島 ヤヨヒ	幹事	
21		副会長	大曾根 光江	幹事	
22	小美玉市女性連絡協議会	会長	松本 栄子	幹事	
23	玉里の史跡と自然を守る会	会長	田上 和喜		
24	「ホトメの里」の会	会長	長谷川 忠徳		
25	小美玉生物の会	会長	櫻井 浩		
26	小美玉ネット	代表	前野 恵美子		
27	NPO法人 玉里しみじみの村	理事長	西條 友弥子		

※ (氏名) は、本年度から新規及び異動の方

環境保全小美玉市民会議規約

(名称)

第1条 この会議は、環境保全小美玉市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民が環境保全活動を推進することにより、郷土の美しい自然を守り持続的に快適な生活環境を築くことを目的とする。

(事業)

第3条 市民会議は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行なう。

- (1) 環境の保全に関する実践活動を推進すること。
- (2) 環境の保全に関する意義の高揚を図ること。
- (3) 環境の保全に関する施策に対する提案をすること。
- (4) 家庭排水浄化を推進すること。
- (5) 環境美化、資源リサイクル、緑化等の市民運動の推進。
- (6) 環境保全に関する情報の収集及び提供。
- (7) その他市民会議の目的を達成するために必要な事業。

(構成)

第4条 市民会議は、環境保全に賛同する団体及び個人、市その他の公共機関をもって構成する。

(役員)

第5条 市民会議に次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 3名
- (3) 幹事 9名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 役員は総会で互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年(総会から翌々年度の総会まで)とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員が生じたときは、補欠によって就任した者の任期は、前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

第8条 議長は市民会議を代表し、その運営を総括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、市民会議の運営及び実践活動に関する協議をする。
- 4 監事は、市民会議の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(会議)

第9条 会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催するほか必要に応じ議長が招集する。

2 役員会は第5条の役員をもって構成し、必要に応じ議長が招集する。

3 総会及び役員会の議事は出席者の過半数をもって成立する。

(会議事項)

第10条 総会は、次の各号における事項を審議する。

(1) 市民会議の事業及び予算並びに決算に関すること。

(2) 規約の変更及び廃止に関すること。

(3) 役員を選任に関すること。

(4) その他総会に必要な事項に関すること。

(事務局)

第11条 市民会議の事務局は、小美玉市役所 環境課内に置く。

(経費)

第12条 市民会議の経費は、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年7月8日から施行する。